



ざっくり理解する気候変動 井川夕慈著より

気候変動と環境経営(7)

ISSB 基準の実践

12月②のごあいさつ

山内公認会計士事務所

2025年12月11日(木)

ISSB 基準(国際サステナビリティ基準審議会)による開示は、財務諸表と同時に開示し、その情報が企業のキャッシュフロー、資本コスト、ビジネスモデルにどのような影響を与えるのか明確にする。企業のサステナビリティ情報開示の国際基準で投資家が投資判断を行う上で不可欠な包括的かつ信頼性の高い情報をグローバルな市場で統一された形式で提供することを目的としている。

それは、2023年6月に公表された IFRS S1号全般事項と IFRS S2号気候関連開示の要求事項からなる。

従来の企業の社会的責任(CSR)の達成というやや抽象的なイメージに対して、ISSB 基準は、財務諸表の主要利用者、投資家や貸手の意思決定に有用な情報を提供しようとしている。

企業価値創造の観点から、サステナビリティ関連開示は同時に公表される企業の財務情報と整合性を持つことが求められる。

これは環境リスクや機会が企業のキャッシュフロー、資産の評価、将来の資本計画にどのように反映されるかを投資家や貸手に明確に報告される。

また企業側は、環境・社会リスクを単なる定性的な情報としてだけではなく、定量化された財務的影响、財務データとの関連(資産の減損リスク、営業上の克服すべき重要課題など)を明確に報告する必要がある。

IFRS S2 の気候関連リスクと機会の開示は、気候関連の物理的リスク(極端な天候、海面上昇など)と移行リスク(規制の変更、技術革新、市場の変化など)の両方に焦点をあてることが求められる。さらに、気候変動への適応や緩和に関連する機会の開示も必要とされる。

核心的な指標要求事項の一つは、温室効果ガスの排出量について、Scope1(直接排出)、Scope2(間接排出)、および Scope3(サプライチェーン排出量)の測定と開示である。

ISSB 基準の目標が、財務報告の主利用者に資する情報提供である以上、開示される情報はいずれ監査に耐えうる水準の品質と内部統制を備えることが求められる。

将来的な外部保証(限定的保証から開始されるとても)義務化を見据え、初期段階から財務監査に準拠した厳格な内部統制を構築する必要がある。